

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当の支給に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和8年3月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム5									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム								
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 : 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村コミュニケーションサーバー(以下「CS」という。)の本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 : 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) : 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)</p> <p>4. 本人確認情報検索 : 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 : 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 : 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知 : 機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									
3. 特定個人情報ファイル名									
児童手当資格管理ファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項 別表81の項								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>								
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42, 125, 141, 161の項)</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106, 107の項)</p>								
6. 評価実施機関における担当部署									
①部署	子ども家庭部子ども福祉課								
②所属長の役職名	子ども福祉課長								
7. 他の評価実施機関									

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当資格管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、18歳年度末以降22歳年度末までの者
その必要性	児童手当の認定、支給を行う上で必要な範囲で特定個人情報ファイルを保有する
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報＝受給者、対象児童、所得判定者、18歳年度末以降22歳年度末までの者を特定するために必要である。 ・連絡先等情報＝対象者の特定、通知書等の送付先情報の管理のため必要である。 ・業務関係情報＝児童手当の支給要件を特定するために必要である
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	子ども家庭部子ども福祉課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民協働部市民課、行財政部市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他地方公共団体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)	
③使用目的 ※	児童手当法に基づき児童手当の認定、支給、額改定、受給資格の管理等について適正に実施することを目的とする。	
④使用の主体	使用部署	子ども家庭部子ども福祉課・市民協働部市民課・市民協働部北部出張所・市民協働部南部出張所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	受給者からの各種申請により福祉総合システムに入力・記録等を行い、支給の決定及び受給資格の管理を行う。	
	情報の突合	・受付時において住民記録情報・所得情報を確認する。 ・手当支給開始後において住民記録情報・所得情報の異動に基づき受給資格の再判定を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> () 1) 委託する 2) 委託しない () 1) 件	
委託事項1	福祉総合システムの保守運用業務委託	
①委託内容	児童手当の認定、支給、額改定、受給資格の管理等に関するシステムの運用管理・保守業務(帳票印刷業務を含む)	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (2) 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、18歳年度末以降22歳年度末までの者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	提供を求められた都度
提供先2～5	
提供先2	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で貸金を融通事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、18歳年度末以降22歳年度末までの者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	提供を求められた都度
提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、18歳年度末以降22歳年度末までの者

⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1	福祉部生活福祉課	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	児童手当関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、18歳年度末以降22歳年度末までの者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
移転先2～5		
移転先2	福祉部生活福祉課	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項	
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	児童手当関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、18歳年度末以降22歳年度末までの者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度	
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>保管場所 ※</p>	<p><越谷市における措置> 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 サーバーへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。 電子記録媒体については、施錠できる場所に保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
---------------	---

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆天引申請情報管理

1.徴収区分,2.徴収種類,3.天引通知書発行年月日,4.天引予定金額合計,5.天引履歴番号,6.天引申請年月日,7.天引決定結果,8.天引決定年月日,9.天引決定理由,10.天引申請種別,11.天引申請理由,12.天引有効期間開始,13.天引有効期間終了

◆天引申請情報児童

1.児童宛名コード,2.児童予定金額合計,3.天引履歴番号,4.児童決定年月日,5.児童申請年月日,6.児童申請理由,7.児童有効期間開始,8.児童有効期間終了

◆天引月別支払履歴

1.枝番,2.支払期,3.支払区分,4.支払処理年月日,5.対象年月,6.徴収区分,7.徴収種類,8.天引金額,9.天引金額予定,10.天引後振込金額,11.天引前振込金額,12.振込年月日

◆天引月別支払履歴内訳

1.枝番,2.小枝番,3.児童宛名コード,4.支払期,5.対象年月,6.徴収区分,7.徴収種類,8.天引金額,9.天引元金額,10.天引元対象年月,11.天引割当額

◆資格履歴

1.決定結果,2.決定内容入力日,3.決定年月日,4.決定理由,5.子ども手当受給者番号,6.受給者番号,7.職権フラグ,8.申請種別,9.申請内容入力日,10.申請年月日,11.申請理由

◆手当資格内容

1.未支払手当支給決定結果,2.未支給請求者の受給者との関係,3.未支給請求者 債権者宛名コード,4.未支給 返還の別,5.被用区分,6.乳幼児加算分(3歳未満1・2子)の月額,7.第3子以降加算分の月額,8.手当種別,9.手当月額,10.所得判定対象者,11.受給者区分,12.事由発生日,13.住登外区分,14.実支給月額,15.施設コード,16.支給区分,17.第3子以降算定額算定対象者(18歳年度末以降22歳年度末までの者)数,18.災害特例該当,19.開始_改定_終了,20.3歳未満児童分の月額,21.3歳未満児童数,22.3歳以上12歳年度末児童分の月額,23.3歳以上12歳年度末児童数,24.12歳年度末以上15歳年度末未満児童分の月額,25.12歳年度末以上15歳年度末未満児童数,26.15歳年度末以上18歳年度末未満児童分の月額,27.15歳年度末以上18歳年度末未満児童数

◆手当支給要件児童

1.算定対象該当日,2.留学終了日,3.留学開始日,4.別居区分,5.同居別居の別,6.生計関係,7.児童生年月日,8.児童宛名コード,9.支給要件非該当日,10.支給要件非該当事由,11.支給要件該当日,12.支給要件該当事由,13.第3子以降算定額算定対象該当事由,14.第3子以降算定額算定対象非該当日,15.第3子以降算定額算定対象非該当事由,16.監護の有無,17.3歳児到達日,18.12歳児到達日,19.15歳児到達日

◆支払履歴

1.振込不能フラグ,2.振込年月日,3.振込金額,4.調整前振込金額,5.調整金額,6.対象年月,7.出張所区分,8.支払処理年月日,9.支払区分,10.支払期,11.支店名カナ,12.支店名,13.支店コード,14.口座名義人カナ,15.口座番号,16.口座種別名称,17.口座種別,18.金融機関名カナ,19.金融機関名,20.金融機関コード,21.枝番

◆差止履歴

1.時効年月日,2.差止理由,3.差止対象年度,4.差止決定年月日,5.差止解除年月日,6.差止開始年月

◆過払情報

1.未調整額,2.調整全額,3.調整済額,4.調整債権区分,5.債権未納額,6.債権返納済額,7.債権全額,8.過払全額,9.過払番号

◆過払月額

1.枝番,2.過払金額,3.過払番号,4.対象年月

団体内統合宛名

1.個人番号,2.情報提供用個人番号識別符号,3.団体内宛名番号

中間サーバー

1.情報提供等の記録等

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆調整月額

1.過払番号,2.調整金額,3.調整対象年月

◆債権情報

1.履行延期承認日,2.不能欠損日,3.不能欠損額,4.納期限日,5.調定番号,6.事実発生日,7.債務承認日,8.債権者,9.過払番号,10.一括入金済フラグ

◆債権計画

1.過払番号,2.計画番号,3.債権者,4.督促状発送日,5.納期限日,6.返納回数,7.返納期間開始年月,8.返納期間終了年月,9.返納月額,10.返納予定全額,11.履行延期承認日,12.利息フラグ

◆再建計画月別

1.過払番号,2.計画番号,3.時効起算日,4.督促状発行日,5.督促状発送日,6.納期限日,7.納付書番号,8.返納予定月額,9.返納予定年月

◆支払履歴_児童数内訳

1.振込年月日,2.枝番,3.振込不能フラグ,4.支払期,5.支払区分,6.対象年月,7.第1子3歳未満児童数,8.第1子3歳以上児童数,9.第1子の第3子以降算定額算定対象者数,10.第2子3歳未満児童数,11.第2子3歳以上児童数,12.第2子の第3子以降算定額算定対象者数,13.第3子以降3歳未満児童数,14.第3子以降3歳以上児童数,15.第3子以降の第3子以降算定額算定対象者数

◆送付先マスタ

1.送付先郵便番号,2.送付先郵便番号,3.送付先住所,4.送付先住所,5.送付先カナ氏名,6.送付先氏名,7.送付先電話番号

◆居住地マスタ

1.居住地郵便番号,2.居住地郵便番号,3.居住地住所,4.居住地住所,5.居住地カナ氏名,6.居住地漢字氏名

◆施設マスタ

1.施設コード,2.施設種類,3.公立私立区分,4.施設名所,5.代表者名,6.施設長名,7.施設郵便番号,8.施設住所,9.施設方書,10.施設電話番号

◆口座マスタ

1.金融機関コード,2.支店コード,3.金融機関名,4.金融機関名カナ,5.支店名,6.支店名カナ,7.出張所区分,8.口座種別,9.口座種別名称,10.口座番号,11.口座名義人カナ,12.口座名義人漢字

◆現況履歴

1.被用区分,2.判定結果,3.発行年月日,4.提出年月日,5.審査決定年月日,6.所得判定対象者,7.現況番号

◆福祉世帯

1.該当日,2.受給者との関係,3.非該当日,4.福祉世帯員宛名コード,5.本人から見た続柄,6.本人宛名コード

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当資格管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 住民からの入手 (1)住民からの申請においては、本人の個人番号カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。 (2)情報入手の際は、本人の個人番号カード及び番号法・番号法施行令（平成26年政令第155号）及び番号法施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）に定めるもの（以下「身分証明書等」という。）の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認し、対象者以外の情報入手をすることがないようにする。 (3)情報入手の際は、必要のない情報以外を記載することがないように、様式を工夫する。 (4)窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、届出又は申請人が誤って不要な情報を記載することがないようにする。</p> <p>2 他部署・他市町村からの入手 (1)他自治体及び他部署からの情報取得においては、個人番号及び基本4情報の合致により特定する。 (2)各庁内連携システムにおいては、情報の取得を必要情報のみに限定しており、それ以外の情報の取得はできない構成となっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>①不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 ・本人又は代理人の申請については、賦課に係る資料となる旨説明して取得することで、不適切な入手を防止している。 ・ユーザ単位にシステム権限を分けており、事務を行う上で必要最低限な項目だけに制限することで、ユーザがシステム上で不適切な方法で入手が行えないよう対策を講じている。</p> <p>②入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 ・住民からの申請においては、本人の個人番号カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。 ・データ化してシステムに取り込む際に論理的エラーチェックを行い正確性を確保し、個人番号に加え基本4情報の合致により対象者の確認を行う。</p> <p>③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 ・紙及び電子媒体により提出される賦課に係る資料は、作業場所を特定し鍵付きの保管庫に保管し漏えい・紛失を防止している。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①ユーザ単位の権限により、不要なアクセスを行えないよう制御している。 ②個人番号を利用しない各システムから要求に応じないよう制御している。 ③中間サーバーからの要求に応じるだけであるため、必要な情報の切分けは中間サーバーで行われている。 ④特定個人情報の中間サーバーへの連携を目的としており、その他のシステムに連携する機能は有していない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>①システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とパスワードによる二要素認証とすることでなりすましを防止している。 ②職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。</p>
その他の措置の内容	定期的にユーザIDの棚卸しを実施している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 (1)システムを利用する職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 (2)アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。</p> <p>2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する処置 (1)各システム上の管理権限を与えられたもの以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先における安全措置管理、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先が越谷市との契約と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託先が契約内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。また、再委託契約の内容及び再委託先の業務に係る点検等の結果が記載された書類の提出を受け、越谷市の担当部署が確認することとしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分などを義務付けている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。</p> <p>・越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><福祉総合システムの運用における措置> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><福祉総合システムのソフトウェアにおける措置> ・情報照会・情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分に行っている] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [発生なし] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div>
その内容	
再発防止策の内容	

<p>その他の措置の内容</p>	<p><越谷市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大部分のシステムについては、耐震性に優れ、停電時にも電源供給が可能なデータセンターへサーバを移設している。 ・データセンターや庁内サーバ室の出入口には生体認証による入退室管理設備を設置している。 ・庁内サーバ室へ入室可能な職員を限定し、更には入退室管理簿の記入を徹底している。 ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。 ・システムを利用できる職員を限定している。 ・特定個人情報を取り扱う端末のログインには生体認証を用いており、簡単になりすぎることができないよう制御している。 ・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>物理的対策</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>技術的対策</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>物理的対策</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。</p> <p>技術的対策</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>①特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。 <p>②特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報は、システムで判別して削除を実施する。 ・紙や電子媒体について、保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報は、溶解またはシュレッダー、データ消去等の確実な消去を行う。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>消去手順の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 	

8. 監査	
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="radio"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><越谷市における措置> ・毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合には、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>・毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施することとしている。 ・毎年、個人情報を取扱う事業課の中から複数課所を選定し情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	越谷市総務部総務課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9136
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条に基づき、必要事項を記載した開示請求書等を提出する。 ※電話、FAX及びメールでの請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。 ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	越谷市子ども家庭部子ども福祉課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9166
②対応方法	受付票を作成し、問合せ内容・対応等について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年3月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年6月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高橋 成人	関根 正和	事後	人事異動に伴う所属長の変更
令和1年6月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1. 事務全体の概要 ・児童手当法及びその他の関係法令等に基づき、児童手当の受付、認定、支給等の事務を実施する。 ・受給者等から提出された対象者の資格管理、支払管理、現況届受付事務、補助金管理等に関する事務を実施し、受給資格者情報を管理する。 2. 特定個人情報を取扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 住民基本台帳システムから住民情報を取得して受給者台帳を作成する。 (2) 個人住民税課税システムから、所得情報を取得して受給者台帳を作成する。 (3) 受給者から提出される申請書等の情報を福祉総合システムに入力し、住民基本台帳システムで作成された住民情報に個人住民税課税システムから取得した所得情報を合わせて受給者情報ファイルを作成する。 (4) 住民基本台帳システム及び個人住民税課税システムから異動情報を取得し、受給者情報の更新・管理を行う。	1. 事務全体の概要 ・児童手当法及びその他の関係法令等に基づき、児童手当の受付、認定、支給等の事務を実施する。 ・受給者等から提出された対象者の資格管理、支払管理、現況届受付事務、補助金管理等に関する事務を実施し、受給資格者情報を管理する。 2. 特定個人情報を取扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 住民基本台帳システムから住民情報を取得して受給者台帳を作成する。 (2) 個人住民税課税システムから、所得情報を取得して受給者台帳を作成する。 (3) 受給者から提出される申請書等の情報を福祉総合システムに入力し、住民基本台帳システムで作成された住民情報に個人住民税課税システムから取得した所得情報を合わせて受給者情報ファイルを作成する。 (4) 住民基本台帳システム及び個人住民税課税システムから異動情報を取得し、受給者情報の更新・管理を行う。 (5) 情報提供ネットワークシステムに接続し、必要な特定個人情報について情報連携にて取得する。 (6) 情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行うため、必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。	事後	内容の見直しによる文言の追加
令和1年6月18日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条	事後	法令上の根拠(主務省令)の追記
令和1年6月18日	I 基本情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(74、75の項)	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の74、75の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第19条の1、第40条、第44条の1	事後	法令上の根拠(主務省令)の追記
令和1年6月18日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	関根 正和	子育て支援課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	本人の個人番号カード及び個人番号通知カード	本人の個人番号カード	事後	内容の見直しによる文言の削除
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 「ユーザ認証の管理」 (具体的な管理方法)	①システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とすることにより防止している。 ② (略) ③システムにログインする場合にパスワード認証を利用する場合、定期的にパスワードを変更している。	①システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とパスワードによる二要素認証とすることにより防止している。 ② (略) ③ 削除	事後	内容の見直しによる文言の変更
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」 (既定の内容)	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務づけている。	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	事後	内容の見直しによる文言の変更
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「その他の措置の内容」	なし	委託先に対して報告、実地の監査、調査等の結果を踏まえ、委託の内容等の見直し等を含め評価を行う。	事後	内容の見直しによる文言の追加

令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 (具体的な方法)	特定個人情報の保護に必要な知識の習得を目的として、毎年、研修を実施することとしている。	毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。	事後	内容の見直しによる文言の変更
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	・毎年、個人情報を取扱う事業課の中から複数課所を選定して内部監査や情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施することとしている。 ・(略) ・(なし)	・毎年、個人情報を取扱う事業課の中から複数課所を選定し情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施することとしている。 ・(略) ・<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	内容の見直しによる文言の変更及び追加
令和3年2月4日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年9月17日	令和2年3月18日	事後	評価実施による変更
令和3年11月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名 II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	子育て支援課	子ども福祉課	事後	組織改正に伴う課名変更
令和3年11月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の74、75の項	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の74、75の項	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の26の項	番号法第19条第8号別表第二の26の項	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の30の項	番号法第19条第8号別表第二の30の項	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の87の項	番号法第19条第8号別表第二の87の項	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の26の項	番号法第19条第8号別表第二の26の項	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の87の項	番号法第19条第8号別表第二の87の項	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1 資格管理機能 (略) ②受給者及び対象児童の管理 (以下略)	1 資格管理機能 (略) ②受給者、配偶者、対象児童、18歳年度末以降22歳年度末までの者の管理 (以下略)	事後	・内容の見直しによる文言の追加 ・児童手当法の改正による文言の追加

令和8年3月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表81の項	事後	番号法の改正による文言の変更、項番の繰り下げ
令和8年3月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の74、75の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第19条の1、第40条、第44条の1	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項)	事後	番号法の改正による文言の変更、項番の繰り下げ
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、父母指定者	児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、18歳年度末以降22歳年度末までの者	事後	児童手当法の改正による文言の追加
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ・業務関係情報	地方税関係情報 児童福祉・子育て関係情報 年金関係情報	地方税関係情報 児童福祉・子育て関係情報 年金関係情報 その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事後	・内容の見直しによる追加
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・識別情報＝受給者、対象児童、所得判定者を特定するために必要である。 ・連絡先等情報＝対象者の特定、通知書等の送付先情報の管理のため必要である。 ・業務関係情報＝児童手当法に定める児童手当または特例給付の支給要件を特定するために必要である	・識別情報＝受給者、対象児童、所得判定者、18歳年度末以降22歳年度末までの者を特定するために必要である。 ・連絡先等情報＝対象者の特定、通知書等の送付先情報の管理のため必要である。 ・業務関係情報＝児童手当の支給要件を特定するために必要である	事後	児童手当法の改正による文言の追加
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手方法 ①入手元	・本人又は本人の代理人 ・評価実施機関内の他部署(市民税務部市民課、市民税務部市民税課) ・地方公共団体・地方独立行政法人(他地方公共団体)	・本人又は本人の代理人 ・評価実施機関内の他部署(市民協働部市民課、行財政部市民税課) ・行政機関・独立行政法人等(デジタル庁) ・地方公共団体・地方独立行政法人(他地方公共団体)	事後	・内容の見直しによる変更 ・番号法の改正による文言の追加
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手方法 ②入手方法	紙 庁内連携システム	紙 電子記録媒体 庁内連携システム 情報提供ネットワークシステム その他(サービス検索・電子申請機能)	事後	内容の見直しによる文言の変更
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手方法 ③使用目的	児童手当法に基づき児童手当及び特例給付の認定、支給、額改定、受給資格の管理等について適正に実施することを目的とする。	児童手当法に基づき児童手当の認定、支給、額改定、受給資格の管理等について適正に実施することを目的とする。	事後	児童手当法の改正による文言の追加
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手方法 ④使用の主体	使用部署 子ども家庭部子ども福祉課 使用者数 10人以上50人未満	使用部署 子ども家庭部子ども福祉課、市民協働部市民課・市民協働部北部出張所・市民協働部南部出張所 使用者数 50人以上100人未満	事後	内容の見直しによる文言の変更
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	児童手当及び特例給付の認定、支給、額改定、受給資格の管理等に関するシステムの運用管理・保守業務(帳票印刷業務を含む)	児童手当の認定、支給、額改定、受給資格の管理等に関するシステムの運用管理・保守業務(帳票印刷業務を含む)	事後	児童手当法の改正による文言の追加
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	①番号法第19条第8号別表第二の26の項 ⑤児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、父母指定者	①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 ⑤児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、18歳年度末以降22歳年度末までの者	事後	・番号法の改正による文言の変更、項番の繰り下げ ・児童手当法の改正による文言の追加
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	①番号法第19条第8号別表第二の30の項 ⑤児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、父母指定者	①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 ⑤児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、18歳年度末以降22歳年度末までの者	事後	・番号法の改正による文言の変更、項番の繰り下げ ・児童手当法の改正による文言の追加
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先3 ①法令上の根拠 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	①番号法第19条第8号別表第二の87の項 ⑤児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、父母指定者	①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 ⑤児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、18歳年度末以降22歳年度末までの者	事後	・番号法の改正による文言の変更、項番の繰り下げ ・児童手当法の改正による文言の追加

令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先1 ①法令上の根拠 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①番号法第19条第8号別表第二の26の項 ⑤児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、父母指定者	①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 ⑤児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、18歳年度末以降22歳年度末までの者	事後	・番号法の改正による文言の変更、項番の繰り下げ ・児童手当法の改正による文言の追加
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先2 ①法令上の根拠 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①番号法第19条第8号別表第二の87の項 ⑤児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、父母指定者	①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 ⑤児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、18歳年度末以降22歳年度末までの者	事後	・番号法の改正による文言の変更、項番の繰り下げ ・児童手当法の改正による文言の追加
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化による文言の追加
令和8年3月30日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク	[O] 委託しない	[] 委託しない ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 定めている、規定内容/越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先における安全措置管理、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 十分に行っている、具体的な方法/越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先が越谷市との契約と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託先が契約内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。また、再委託契約の内容及び再委託先の業務に係る点検等の結果が記載された書類の提出を受け、越谷市の担当部署が確認することとしている。 ・リスクへの対策は十分か 十分である	事後	内容の見直しによる追加
令和8年3月30日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・越谷市個保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分などを義務付けている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。 ・越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。	事後	内容の見直しによる追加
令和8年3月30日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (略) (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (以下略)	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (略) (※2) 番号法第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (以下略)	事後	番号法の改正による文言の変更

令和8年3月30日	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容</p>	追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置> 物理的対策 ①政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達し、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化による文言の追加
令和8年3月30日	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ②特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置</p>	追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置> 消去手順の内容 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化による文言の追加
令和8年3月30日	<p>Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策</p>	追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化による文言の追加
令和8年3月30日	<p>Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法</p>	<p>越谷市個人情報保護条例第14条に基づき、必要事項を記載した開示請求書等を提出する。 ※電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。 ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第76条に基づき、必要事項を記載した開示請求書等を提出する。 ※電話、FAX及びメールでの請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。 ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。</p>	事後	個人情報保護条例の廃止による文言の変更
令和8年3月30日	<p>Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日</p>	令和2年3月18日	令和8年3月30日	事後	評価の再実施による変更
令和8年3月30日	<p>(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 ◆手当資格内容</p>	<p>◆手当資格内容 1.未支払手当支給決定結果,2.未支給請求者の受給者との関係,3.未支給請求者 債権者宛名コード,4.未支給 返還の別,5.被用区分,6.乳幼児加算分(3歳未満1・2子)の月額,7.手当種別,8.手当月額,9.所得判定対象者,10.受給者区分,11.事由発生日,12.住登外区分,13.実支給月額,14.施設コード,15.支給区分,16.算定対象児童数,17.災害特例該当,18.開始 改定 終了,19.3歳未満児童分の月額,20.3歳未満児童数,21.3歳以上12歳年度末児童分の月額,22.3歳以上12歳年度末児童数,23.12歳年度末以上15歳年度末未満児童分の月額,24.12歳年度末以上15歳年度末未満児童数</p>	<p>◆手当資格内容 1.未支払手当支給決定結果,2.未支給請求者の受給者との関係,3.未支給請求者 債権者宛名コード,4.未支給 返還の別,5.被用区分,6.乳幼児加算分(3歳未満1・2子)の月額,7.第3子以降加算分の月額,8.手当種別,9.手当月額,10.所得判定対象者,11.受給者区分,12.事由発生日,13.住登外区分,14.実支給月額,15.施設コード,16.支給区分,17.第3子以降算定額算定対象者(18歳年度末以降22歳年度末までの者)数,18.災害特例該当,19.開始 改定 終了,20.3歳未満児童分の月額,21.3歳未満児童数,22.3歳以上12歳年度末児童分の月額,23.3歳以上12歳年度末児童数,24.12歳年度末以上15歳年度末未満児童分の月額,25.12歳年度末以上15歳年度末未満児童数,26.15歳年度末以上18歳年度末未満児童分の月額,27.15歳年度末以上18歳年度末未満児童数</p>	事後	児童手当法の改正による文言の追加

令和8年3月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 ◆手当支給要件児童	◆手当支給要件児童 1.算定対象該当日,2.留学終了日,3.留学開始日,4.別居区分,5.同居別居の別,6.生計関係,7.児童生年月日,8.児童宛名コード,9.支給要件非該当日,10.支給要件非該当事由,11.支給要件該当日,12.支給要件該当事由,13.算定対象該当事由,14.算定対象非該当日,15.算定対象非該当事由,16.監護の有無,17.3歳児到達日,18.12歳児到達日	◆手当支給要件児童 1.算定対象該当日,2.留学終了日,3.留学開始日,4.別居区分,5.同居別居の別,6.生計関係,7.児童生年月日,8.児童宛名コード,9.支給要件非該当日,10.支給要件非該当事由,11.支給要件該当日,12.支給要件該当事由,13.第3子以降算定額算定対象該当事由,14.第3子以降算定額算定対象非該当日,15.第3子以降算定額算定対象非該当事由,16.監護の有無,17.3歳児到達日,18.12歳児到達日,19.15歳児到達日	事後	児童手当法の改正による文言の追加
令和8年3月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 ◆支払履歴_児童数内訳	◆支払履歴_児童数内訳 1.振込年月日,2.枝番,3.振込不能フラグ,4.支払期,5.支払区分,6.対象年月,7.第1子3歳未満児童数,8.第1子3歳以上児童数,9.第1子算定対象児童数,10.第2子3歳未満児童数,11.第2子3歳以上児童数,12.第2子算定対象児童数,13.第3子以降3歳未満児童数,14.第3子以降3歳以上児童数,15.第3子以降算定対象児童数	◆支払履歴_児童数内訳 1.振込年月日,2.枝番,3.振込不能フラグ,4.支払期,5.支払区分,6.対象年月,7.第1子3歳未満児童数,8.第1子3歳以上児童数,9.第1子の第3子以降算定額算定対象者数,10.第2子3歳未満児童数,11.第2子3歳以上児童数,12.第2子の第3子以降算定額算定対象者数,13.第3子以降3歳未満児童数,14.第3子以降3歳以上児童数,15.第3子以降の第3子以降算定額算定対象者数	事後	児童手当法の改正による文言の追加
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	中間サーバー更改
令和8年3月30日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	中間サーバー更改
令和8年3月30日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 物理的対策 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 技術的対策 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	中間サーバー更改
令和8年3月30日	IIIリスク対策 10. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	中間サーバー更改
令和8年3月30日	表紙 特記事項	—	児童手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。	事後	内容の見直しによる追加

<p>令和8年3月30日</p>	<p>I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続</p>	<p>—</p>	<p>①個人住民税システム ② (1)各種課税資料のイメージ管理 (2)課税資料のデータ化支援 (3)課税資料の個人合算処理 (4)課税台帳の管理 (5)市民税・住民税の調定 (6)給与特別徴収開始通知書、納税通知書の作成 (7)情報提供ネットワークシステムによる照会 (8)情報提供ネットワークシステムへの提供情報作成 ③庁内連携システム、宛名システム等、税務システム</p>	<p>事後</p>	<p>内容の見直しによる追加</p>
<p>令和8年3月30日</p>	<p>I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続</p>	<p>—</p>	<p>①住民基本台帳ネットワークシステム ② 1. 本人確認情報の更新 既存住民税システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村コミュニケーションサーバー(以下「CS」という。)の本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民税システムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。) 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 連携への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び連携が全国サーバーにおいて保有している連携保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 連携において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住民税システムから当該市町村の住民基本台帳に認識されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、連携が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 連携が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 ③既存住民基本台帳システム</p>	<p>事後</p>	<p>内容の見直しによる追加</p>